

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 8 日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 1 0 号

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市民病院庁舎管理規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（ 7 ） 撮影、録音その他これらに類する行為（新潟市病院事業管理者が別に定める行為を除く。）

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 庁舎等において、前条各号に掲げる行為をした者に対しては、管理者のほか、次の表に定める者が、当該行為を中止し、又は庁舎等から退去することを命ずることができる。

診療部長	救命救急・循環器病・脳卒中センター長	総合周産期母子医療センター長
手術部長	高度先進医療センター長	看護部長
薬剤部長	医療技術部長	患者総合支援センター長
医療管理部長	医療安全部長	医療情報部長
教育研修部長	経営企画課長	医事課長

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。